建設企業常任委員会資料 2023年(令和5年)12月14日 水道局(経営企画担当)

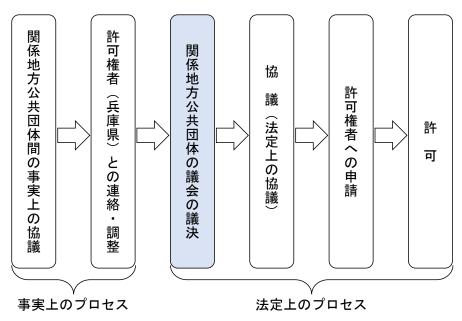
議案第100号関連資料 阪神水道企業団への加入に関する議決について

1 議決の目的

令和5年9月4日に開催された、阪神水道企業団(以下「企業団」という。)の運営協議会(既存構成市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市)の各市長により組織された協議会)において、本市が企業団の構成市として新規加入することが了承され、令和5年9月4日付け阪水発第404号により、地方自治法第286条第1項の規定による関係地方公共団体の協議依頼が企業団から発出されたことから、本市が変更後の企業団規約に基づき企業団へ加入することについて、同法第290条の規定により、本市議会における議決を求めるものです。

2 手続の概要

企業団は、構成市の水道事業の事務の一部を共同処理するために設置された 一部事務組合で、本市が構成市として加入するためには、企業団規約の変更が 必要で、企業団規約の変更手続きにおいて、法定上の協議の前には、関係地方 公共団体の議会に付し、議決を得る必要があります。



広域行政の手続きのプロセス

3 阪神水道企業団規約(抜粋)新旧対照表

改 正 (案)	現行	
(企業団を組織する市)	(企業団を組織する市)	
第2条 企業団は、次の市をもつて組織	第2条 企業団は、次の市をもつて組織	
する。	する。	
神戸市	神戸市	
尼崎市	尼崎市	
西宮市	西宮市	
芦屋市	芦屋市	
宝塚市	宝塚市	
<u>明石市</u>	<u>(新 設)</u>	
以 下 略	以 下 略	

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

4 今後のスケジュール

日	程	内 容
		本市議会における議決書を企業団へ送付
令和5年12月下旬 関係地方公共団体で協議書締結及び企業団へ送付		
		企業団から兵庫県へ企業団規約変更許可申請
令和6年	1月上旬	企業団が兵庫県の企業団規約変更許可通知を受理